



鳥取県公報

平成17年9月9日(金)
号外第136号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (90) (景観まちづくり課)	1
教委規則	東伯郡北栄町の設置に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則 (24) (高等学校課) ...	2

———公布された規則のあらまし———

鳥取県建築基準法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 建築基準法の一部が改正され、既存の一の建築物について、増改築時に2段階以上に分けて同法に不適合な部分を適合させる工事を行う場合の制限を緩和するための全体計画の認定制度等が創設されたことにかんがみ、鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正し、当該認定に係る手数料を徴収する。
- (2) この手数料について、国及び地方公共団体の建築物は、その目的から公益性、必要性の高いものであり、その建設費用は全て公費でまかなわれるものであることにかんがみ、当該建築物に係る手数料を免除する。

2 規則の概要

- (1) 国又は地方公共団体の既存の一の建築物について、増改築時に2段階以上に分けて建築基準法に不適合な部分を適合させる工事を行う場合の全体計画の認定及びその変更の認定に係る手数料(27,000円/件)を免除する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

3 参考：建築基準法の一部改正のうち、全体計画の認定制度に係る部分の概要

【改正前】 既存不適格建築物について、増改築時に1度の工事で即座に建築基準法上の全基準に適合させることが必要。

【改正後】 既存不適格建築物について、増改築に際して知事が段階改修の全体計画を認定した場合、2段階以上に分けて不適合部分に係る工事を行うことが可能。
知事が認定した全体計画を変更する際は、知事の認定が必要。

規 則

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第90号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の免除) 第4条 略 2 略 3 国又は地方公共団体の建築物に係る条例別表第3の左欄7の項から <u>38の項</u> までに掲げる事務に対する手数料は、免除する。	(手数料の免除) 第4条 略 2 略 3 国又は地方公共団体の建築物に係る条例別表第3の左欄7の項から <u>37の項</u> までに掲げる事務に対する手数料は、免除する。
(建築設備等の定期検査) 第6条 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備は、次に掲げるものとする。 (1)及び(2) 略 2 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により知事が指定する昇降機等は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 3 略	(建築設備等の定期検査) 第6条 法第12条第2項の規定により知事が指定する建築設備は、次に掲げるものとする。 (1)及び(2) 略 2 法第88条第1項において準用する法第12条第2項の規定により知事が指定する昇降機等は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

東伯郡北栄町の設置に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年9月9日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第24号

東伯郡北栄町の設置に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後							改正前						
別表(第3条関係)							別表(第3条関係)						
1 高等学校							1 高等学校						
高等学校名	課程名	学科名		修業年限	収容定員	所在地	高等学校名	課程名	学科名		修業年限	収容定員	所在地
略							略						
鳥取中央育英高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3年	480人	東伯郡北栄町由良宿291の1	鳥取中央育英高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3年	480人	東伯郡北栄町大字由良宿291の1
		体育学科	スポーツ科学科	3年	120人				体育学科	スポーツ科学科	3年	120人	
略							略						
2 略							2 略						

(鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第2条 鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
実施校の名称	通信教育の実施区域	実施校の名称	通信教育の実施区域
略		略	
米子東高等学校	米子市、境港市、東伯郡のうち琴浦町及び北条町、西伯郡並びに日野郡の区域	米子東高等学校	米子市、境港市、東伯郡のうち北条町、大栄町及び琴浦町、西伯郡並びに日野郡の区域
米子白鳳高等学校	米子市、境港市、東伯郡のうち琴浦町及び北条町、西伯郡並びに日野郡の区域	米子白鳳高等学校	米子市、境港市、東伯郡のうち北条町、大栄町及び琴浦町、西伯郡並びに日野郡の区域

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

